

大豊町告示第104-4号

大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

大豊町長 下村 賢彦

大豊町要綱第52号

大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大豊町補助金交付規則（昭和54年大豊町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大豊町内の空き家の有効活用及び若年層の労働力の確保を促進するための取組に要する経費に対して予算の範囲内で補助を行うことにより、移住定住を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものをいう。）を含んだ現に居住していない町内に存在する住宅（共同住宅及び長屋を除く。）をいう。
- (2) 社宅改修 機能の回復又は向上のために空き家を利用して行う改築、増築、修繕、模様替え及び設備改善をいう。
- (3) 補助事業者 法人格を有し、かつ、町内に事業所を有する団体又は事業を行い、かつ、町内に事業所を有する個人をいう。ただし、国、地方公共団体及びその関係機関は除く。
- (4) 従業員 事業者に雇用され、かつ、町内の事業所に就労している者又は就労が決まっている町外に住所を有している者で、社宅改修後に社宅に入居する者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる補助事業者は、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 町内に事業所（現に事業を営む事業所、事務所、営業所、店舗等）を有している者
- (2) 補助金交付決定後、町内で5年以上営業する見込みのある者
- (3) 町税、県税等を滞納していない者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 大豊町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年大豊町規則第18号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者
- (4) その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者

(交付要件)

第5条 補助金の交付対象となる社宅改修は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 従業員が、入居時点で34歳以下の単身者、従業員及びその配偶者のどちらかが39歳以下の夫婦又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している子育て世帯のいずれかに該当する者であること。
- (2) 社宅改修の費用が150万円を超えていること。

2 前項の社宅改修は、同一物件につき1回限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、150万円とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する目的に沿って効率的な運用を図らなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が前条に掲げるいずれかに反していると認めたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（別記第3号様式）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業の完了予定年月日の延期
- (3) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (4) 補助事業の重要な部分に関する変更（必要に応じて事前に町長に協議を要する。）

2 町長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更決定通知書（別記第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した場合には、補助金実績報告書（別記第5号様式）を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、実施した補助事業の内容が分かる資料（写真、図面、請求書、領収書等）を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による報告があった場合には、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第14条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第15条 町長は、必要があると認めた場合には、補助事業者に対して事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び機具等のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過していないもの（以下「施設財産等」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 町長は、前項ただし書の規定を除き、施設財産等を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付すべきことを命ずることができる。

3 補助事業者は、取得財産等について、大豊町移住定住総合支援補助金取得財産等管理台帳（別記第8号様式）を備え管理しなければならない。

（情報の開示）

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、大豊町情報公開条例（平成13年大豊町条例第2号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

別記第1号様式（第7条関係）

年 月 日

大豊町長 様

住所
代表者・氏名

補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金交付要綱第7条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業着手予定年月日

3 事業完了予定年月日

4 添付資料

- (1) 事業内容及び収支予算書（別紙1）を確認できる資料（見積書等）
- (2) 同意書兼誓約書及び承諾書
- (3) 事業実施場所の位置図・施工前の現場写真
- (4) 空き家の売買契約書及び領収書の写し又は賃貸借契約書の写し
- (5) 申請者の県税等の滞納がないことを証する証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

(別紙1)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

	予算額	備考
町補助金		
その他		
計		

2 支出の部

(単位：円)

区分 (事業名)	予算額	補助対象経費の 積算根拠	備考
計			

年 月 日

大豊町長 様

住 所

氏 名

同意書兼誓約書及び承諾書

私は、大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金を申請するにあたり、以下の内容について同意、誓約します。

- ・ 町税の納付状況等に関して、事務担当者が町の公簿等によって確認すること。
- ・ 申請者及び申請者を含む世帯員に、暴力団員及び暴力団関係者がいないこと。
- ・ 申請した空き家は、従業員の住居を目的としたものであること。
- ・ 従業員にあっては、住民票を社宅へ移動すること。
- ・ 空き家は事業者の所有又は空き家所有者との賃貸借契約を交わしたものであること。

※所有者記入欄（事業者が空き家所有者でない場合のみ記入してください。）

申請者が本補助金を利用し、申請書の内容で空き家の改修を行うこと、及び原状回復義務を免除することを承諾します。また、補助金要綱第16条に基づき、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、売却又は担保に供することなく、事業者が従業員の居住の用に供することを承諾します。

年 月 日

住所

氏名

印

（社宅所有者が個人の場合、自署であれば押印省略可）

別記第2号様式（第8条関係）

別記第2号様式（第8条関係）

大豊町指令第 号
年 月 日

補助金交付決定通知書

代表者・氏名

年 月 日付で申請のあった 年度大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金
については、下記の条件を付して金 円を交付することに決定した
ので、大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金交付要綱第8条の規定により通
知する。

年 月 日

大豊町長

記

条件

- 1 補助金交付の対象となる事業は、当該申請のあった 年度大豊町空き家活用社宅改修事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業者は、大豊町補助金交付規則及び大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

別記第3号様式（第11条関係）

別記第3号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

大豊町長 様

住所
代表者・氏名

補助金変更承認申請書

年 月 日付大豊町指令 第 号で交付決定のあった補助金について、下記
のとおり交付決定額を変更したいので、大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金交付要綱第11
条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金変更申請額

交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

別記第4号様式（第11条関係）
別記第4号様式（第11条関係）

大豊町指令 第 号

補助金変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付で変更承認申請のあった補助金は、大豊町空き家活用社宅
改修事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり変更し交付す
ることに決定したので通知します。

年 月 日

大豊町長

記

1 補助金決定額

変更前	円
変更後	円

別記第5号様式（第12条関係）
別記第5号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

大豊町長 様

住所
代表者・氏名

補助金実績報告書

大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の成果

2 補助金交付決定額 円

3 実績額 円

4 添付資料

（1）収支決算書（別紙2）

（2）その他関係資料（写真、図面、請求書、領収書等）

(別紙2)

収 支 決 算 書

1 収入の部 (単位:円)

区 分	決算 (見込) 額	備 考
町補助金		
その他		
計		

2 支出の部 (単位:円)

区 分	決算 (見込) 額	積算根拠	備 考
計			

別記第6号様式 (第13条関係)

別記第6号様式 (第13条関係)

大豊町指令 第 号

補助金交付確定通知書

補助事業者

年 月 日付大豊町指令 第 号で交付決定(又は変更交付決定)した補助金は、実績報告書により下記のとおりその額を確定したので大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

年 月 日

大豊町長

記

金 _____ 円

別記第7号様式（第14条関係）

別記第7号様式（第14条関係）

概 算 払 請 求 書

金

円

年 月 日付け大豊町指令第 号で補助金の交付（又は変更の交付）の決定通知がありました補助金について、大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり概算払によって交付されたく請求します。

記

補助金交付決定額	金	円
既補助金交付額	金	円
今回請求額	金	円

年 月 日

大豊町長

様

補助事業者

住 所

別記第 8 号様式（第16条関係）

別記第 8 号様式（第16条関係）
大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金取得財産等管理台帳（ 年度）

補助金名：大豊町空き家活用社宅改修事業費補助金

事業名：_____

区 分 財産名	財産を取得 した者	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	町補助金	その他	備考
				円	円					

- （注） 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとします。
- 2 事業名は、補助金交付申請を行った事業名称を記入してください。
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入すること。
- 4 取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
- 5 施設財産等を取得した者と使用者とが異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。